

4階 大会議室

第8回一宮川流域委員会議事録（速記録）  
(議事のみ)

千葉県

## 目 次

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 閉会                         | 1  |
| 2   | 挨拶                         | 1  |
| 3   | 委員長挨拶                      | 1  |
| 4   | 議事                         | 2  |
| 4-1 | (1)一宮川流域委員会の規約改正について       | 2  |
| 4-2 | (1)に関する質疑                  | 3  |
| 4-3 | (2)第7回一宮川流域委員会の発言要旨等について   | 3  |
| 4-4 | (2)に関する質疑                  | 6  |
| 4-5 | (3)河川整備実施状況と流域内のその他の事業について | 6  |
| 4-6 | (3)に関する質疑                  | 11 |
| 4-7 | (4)広域河川改修事業の事業再評価について      | 18 |
| 4-8 | (4)に関する質疑                  | 23 |
| 5   | 報告事項                       | 27 |
| 6   | その他                        | 27 |
| 7   | 閉会                         | 27 |

## **1 開会**

委員委嘱、委員紹介、事務局紹介、配付資料の確認

## **2 挨拶**

千葉県長生地域整備センター所長の挨拶

## **3 委員長挨拶**

石川委員長の挨拶

## 4 議事

### 4-1 議事(1)一宮川流域委員会の規約改正について

【司会（野村副主幹）】 石川委員長、ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行は委員会規約に従い、石川委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

【石川委員長】 それではお手元の資料ー1に議事がリストアップされておりますので、この順番に1件ずつお諮りしていきたいと思います。まず1番の議事について、資料ー2に基づいて事務局からご説明をお願いします。

【石坂課長】 長生地域整備センターの石坂でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

議事（1）一宮川流域委員会の規約改正についてですが、資料ー2を見ていただきたいと思います。第3条の3の赤字の部分が訂正の部分です。改正前は、「委員は、千葉県知事が委嘱し、任期は2年とする」となっていましたが、それを「委員は、千葉県知事が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の在任期間とする」と変更したいとの提案です。いまでも運用上は同様の扱いとしてまいりましたが、それを明文化したいとの提案です。よろしくお願ひいたします。

### 4-2 議事(1)に関する質疑

【石川委員長】 ありがとうございました。この規約改正について、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれをお認めいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石川委員長】 ありがとうございます。では一番下に書いてありますように、この規約は今日から施行することです。

### 4-3 議事(2)第7回一宮川流域委員会の発言要旨等について

【石川委員長】 それでは2番目の議題、前回委員会の発言要旨について、ご説明をお

願いします。

【石坂課長】 議事（2）ということで、前回の発言要旨等について説明させていただきます。資料－3をみていただきたいと思います。議事の中での意見などを抜粋したもので、詳しくは資料に添付した議事録を参考にしていただきたいと思います。

では前回の委員会の議事次第に沿って説明させていただきます。まず、流域委員会に寄せられた意見について説明させていただいたところ、次のような意見がありました。住民からの意見について、匿名としたのはなぜかということについては、前回記載のとおり回答させていただきました。

次に、事務局の見解がきわめて抽象的である。委員会後の経緯等も含め、具体的な答えを出してほしい。また、地域の川を自らどのように管理していくのか、事務局見解で予算が少ないととの内容があるが、だからどのようにしたいのかという見解を載せるなどが必要ではないかということがありました。市町村やそのほかの団体が、自分たちのできることをどのように活動していくのかなど、その可能性について事務局でまとめてほしい。また、そのような意見をぜひこの委員会の中でも、地元をよくわかっている人から提示していただけたらいいのではないかとのご意見をいただきました。

事務局として、ご意見を反映した資料作り等に努めさせていただきました。今回の資料作りでは、地域で行われている活動について、できるだけ取り上げ、情報を提供したいと考えております。また、委員の皆様からも情報提供をいただけたら非常に助かると考えております。

次に、河川の整備状況と流域内のその他の事業について説明させていただいたところ、委員会の資料について、写真がほとんどで説明がないので、読んでもよくわからない。また、個別の検討課題として提示されるが、一宮川全域でどのように事業が展開しているかがわかるような資料を提示すべきだ。このようなご指摘を受けました。事務局として、わかりやすい資料とするため、配布資料に説明文を多く入れるなど、わかりやすい資料作りに努めさせていただきました。

また、イベント広場についてご意見がありましたが、第7回の委員会後に住民説明会が行われました。その内容については、資料－6に取りまとめています。これについては報告事項の中で説明させていただきたいと思います。

また、第7回の委員会では、環境保全にかかる意見が多く出されました。特に、下流部で清掃を行っており、1日清掃するとごみ等が2.5トンくらい集まる。今後ごみ問題を

流域全体でどのようにするか考えていただきたい。また、上流部について、その状態がよくわからないので、状態について知りたい。河川幅も広がることから、ごみが堆積しやすくなる。これは河川管理上、重要な問題である。

このようなことに対して上流部の方から、上流部でも河川の清掃を住民参加で行っており、下流部に流竹木が流れるのは大雨などの自然現象によるものがほとんどではないか。下流部でごみ清掃を行っていることに対して、下流部だけではなく、上流部でも一緒にやれるようにしてほしいという意見がありました。また、河口部の清掃事業なども、上流の人が参加できるなどの機会があるといい、というようなことがありました。

また、先ほど言いましたが、河川幅を2倍にするから、堆積しやすい河川を作ることになるので、今後、河川の状態を地元の人と河川管理者で協力して監視していく必要があり、それをフィードバックして河川管理に生かしていくべきである。このような貴重な意見をいただきました。事務局としては、それを今後の河川整備計画を実施するのに生かしたいと考えています。また、現在の河川の除草状況などについては、次の河川整備実施状況と流域内のその他の事業の中で説明させていただきます。

これに絡んで、規約の改正ということで、規約の目的の中に河川環境保全等を住民参加で行うことができるような規約にしてほしいというご意見がありました。これについては、資料を読ませていただきます。

「規約の第2条については、河川整備計画の策定、変更及びその実施過程の透明性及び効率性を向上することが目的となっており、河川整備計画では、良好な河川環境の保全を図るため、地域住民や河川愛護団体との連携に努めることとしております。

平成9年度に河川法が改正され、河川法の目的に新たに「河川環境の整備と保全」が加えられました。

これにより、「治水」、「利水」、「環境」の3本柱による河川の総合的な管理が行われるようになりました。

河川整備計画を策定するときは、当然、上記の内容を考慮しなければならず、河川法第16条の2に「河川管理者は関係住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされておりますので、ご要望の規約改正については、明文化されておりませんが、すでに現規約に含まれていると認識しております。

河川環境保全については、河川管理者、住民、河川愛護団体が実施している各種事業もあります。これらの状況をできるだけ委員会で取り上げ、共通認識とするなど、連携を深

めることにより、さらに多くの住民等が参加できるようになるようにしたいと考えております」。

なお、河川法第 16 条については、資料－3 の 6 ページに添付していますので、ご参考にしていただければと思います。

次に、事業の再評価について説明させていただきました。その中で、数字の根拠がわからない。そのほかに数字とは別な視点でも議論してほしい。また、いま行っている整備について必要か、もっと違うところを早くやってほしいなどを評価すればいいのではないかという意見がありました。また、整備をやっていただいて大変喜んでいるという評価もあり、このような中で今後もこの方針で整備を進めることを認めていただきました。

事務局としては、配布資料に説明文をつけるなど、指摘があった事項については、できるだけ今回の流域委員会に反映させるようにしたと考えていますが、まだまだ不十分なところがあると思われますので、これからのご審議でご指摘いただければ、さらに改善に努めたいと考えております。以上で前回の発言要旨についての説明を終わらせていただきます。

#### 4-4 議事(2)に関する質疑について

【石川委員長】 ありがとうございました。2年前の会議ですので、内容もうろ覚えになっているところもありますが、概略このような議論がされたということです。右側には事務局でどう考えているかということを補足説明していただきました。これについて何かご意見はおありでしょうか。

【望月委員】 前回、資料の詳しい説明ができるだけ付けてほしいという趣旨の発言をさせていただきました。今回はだいぶ改善されてきていると思いますので、事務局に感謝したいと思います。今後ともより一層よろしくお願ひしたいと思います。

【石川委員長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。では前回の確認はこれで終わらせていただきます。今日これから説明されることは、当然前回の内容とも関連しますので、もしお気づきの点があれば後でも結構ですのでご発言ください。

#### 4-5 議事(3)河川整備実施状況と流域内のその他の事業について

【石川委員長】 それでは議事の（3）にまいります。ここから後が今回新しく議論する内容になります。（3）河川整備実施状況と流域内のその他の事業について、説明をよろしくお願ひいたします。

【大前副主幹】 一宮川改修課の大前と言います。よろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。それでは一宮川整備計画（案）の概要ということで説明させていただきます。一宮川の河川整備計画（案）は、平成16年1月23日に開催された「第4回一宮川流域委員会」において了承されています。この整備計画では、図上に表記した6カ所で工事を行うこととしていますが、現在は一宮川下流部と瑞沢川、長楽寺川、鶴枝川の4カ所で実施しています。

事業の実施については過去の実施も含めていますが、これまで行われてきた一宮川水系の河川工事です。当該水系では、災害を契機として整備した区間が多いのが特徴です。このため被災箇所の復旧や同規模の工事が生じたときの災害防止を主として行いました。現在においては、計画のもとに河道の整備を進めています。しかし、整備は下流から進めざるをえませんので、上流部には自然のままの区間が残っているのが特徴です。また、河川環境整備としては、階段工等を拠点的に実施してきた状況です。

現在の実施状況です。整備計画に基づく事業の実施状況を説明いたします。まず、一宮川下流の河口から瑞沢川合流点までの約7kmの区域は、広域河川改修事業で実施しています。また、事業をさらに促進するために、新一宮大橋から新松潟堰下流部の3.2km区間においては、住宅市街地基盤整備事業を導入して整備を実施しています。この区間はすでに提供していただいた用地内で、平成8年9月に大雨に対応する流量である760トンを安全に流すことができる断面で整備しています。

広域河川改修では、松潟堰上流の右岸の掘削・護岸、左岸では用地買収を現在行っています。また、洪水調節機能高度化事業により、調整池の改築も行っています。今回は事業区間を河口から新一宮大橋、新一宮大橋からJR橋、JRから瑞沢川合流点に分けて事業の進捗及び工事内容について説明いたします。

区間（1）、河口から一宮大橋の事業概要です。当区間は760トンを安全に流すことができる断面で、整備済みです。しかし、当区間は砂の堆積による河口閉塞の可能性がある区間ですが、河川洪水時の出水に伴い、砂州が徐々に削られているものと見られ、河口の閉塞による大きな障害は現在生じていません。しかし、長生第一排水機場付近では部分的な閉塞が生じ、河川維持による土砂撤去を行っています。川幅は河口部において約150m、

新一宮大橋付近で 100mです。

河口から新一宮大橋の整備状況ですが、先ほど言いましたが、概ね完成しておりますので、現在は親水護岸の整備については、ふるさとの川整備計画に基づき、堤防のかさ上げとともに親水護岸工を整備したところです。親水護岸は多くの釣り人に親しまれています。

新一宮大橋から JR 外房線間の事業について説明いたします。上の写真は、新一宮大橋から上流を表示しています。右下の写真は、新一宮大橋から中之橋間を撮影したものです。写真の中にある①の赤い色は、河川の拡幅範囲で、左岸については現在、JR 橋まで、河道掘削及び護岸工事は概ね完了しています。②中之橋から新生橋間、600mでは、景観を考慮した緩傾斜護岸を整備したところです。④は、新一宮大橋から中之橋間の整備ですが、ふるさと川整備により整備されています。河川幅は JR 橋付近で旧川幅 50m を約 100m に拡幅したところです。

写真①、河道の掘削ということですが、黒線が旧堤防位置、白線が新堤防で、白線の拡幅築堤は完了しています。写真②は、中之橋右岸上流で、緩傾斜護岸の整備中の写真ですが、工事は 3 月に完了する予定です。

新一宮橋上流右岸に設置した船着場の整備状況です。現在、ポンポン船等については運行が休止されていると聞いており、再開のめどは立っていないということです。

新一宮大橋から中之橋間のふるさと川整備計画で整備した区間です。こちらは一宮川らしい川づくりを目的に、ヨシ原の復元や水際に生息するベンケイガニ等の移動、営巣場所の確保を考慮した護岸を整備した区間です。延長は 1330m を整備しています。

続いて JR 外房線から瑞沢川合流点の事業について説明いたします。上の写真は松潟堰から瑞沢側合流間で、下の写真は JR 外房線橋梁から松潟堰間です。①は、左岸共有地の買収及び築堤、河道掘削を実施しています。②、③は、一宮橋の架け替え工事の箇所です。後ほど説明させていただきます。④は、松潟堰の改築については、関東農政局が実施していますので、こちらについても後ほど説明させていただきます。

反対の右岸整備については、既設護岸を利用した整備として概ね完了しています。⑤については、管理橋の築道、⑥は河道掘削をしています。河川幅は旧川幅 50m を同じく 100m に拡幅したところです。

写真は一宮橋下流で、JR 橋から一宮橋間です。赤色の部分においては共有地が含まれており、築堤工事は概ね完了していますが、河道掘削については買収状況を見ながら進めたいと考えています。右岸については同様に既設護岸を利用し、河川の整備を図っ

ています。

この写真については、先ほどの一宮橋の整備状況です。現在は左右岸の取付工事、仮橋の撤去、道路照明設置工事等を実施中です。本年7月の供用開始を目指して実施しています。橋の構造は、長さが98m、幅員は宮原側で15.8m、一宮側で18.3m、2車線の車道に両側に歩道を設けた構造です。また、一宮側においては右折車線を設置しています。なお、親柱の形は、旧橋の親柱を踏襲し、石については旧親柱を磨きだすなどして再利用させていただいている。

一宮橋から松潟堰間の左岸の工事状況です。築堤工事及び河道掘削を行っているところです。右岸においては、旧松潟堰下流で護岸整備を行っています。写真③は、一宮橋から上流を見た状況です。写真④については、旧松潟堰から下流左岸の状況です。白い線の位置が新しい堤防位置です。旧堰と新堰の間の整備については、旧堰撤去と調整し、整備を進めたいと思います。

この写真については、松潟堰から上流の写真です。写真⑤、中央青丸が新松潟堰で、下流の白い部分が旧松潟堰になります。写真⑥は、平成8年の災害時に築堤を行い、白線ですが、現在は旧堤防を撤去し、河積の拡大を行っています。今後も継続して進めていく予定です。左岸部については、新しく堤防を作るために用地買収を進めています。必要な面積は、長生村で3万3000m<sup>2</sup>、睦沢町で4000m<sup>2</sup>、約3万7000m<sup>2</sup>が必要となります。これまで1万2000m<sup>2</sup>を買収し、平成21年度については1万7000m<sup>2</sup>を計画し、早期の取得に努めまいりたいと思います。

その他の事業ということで、当該区間7kmでその他事業として行われているのは、先ほども言いましたが、関東農政局が主体となっている松潟堰の改築事業があります。構造は土砂吐きゲート1門、洪水吐きゲート2門、船通しゲート1門の計4門で、整備幅は94.5mに拡幅しています。本年3月20日から取水を開始すると聞いています。また、河積断面を阻害している旧堰についても、本年度中に撤去は完了する予定であり、下流部におけるネックの一つは解消されます。

支川等の事業の実施状況です。支川での県事業については4カ所ですが、瑞沢川については、古宿橋から女ヶ堰間2400mを行う予定になっていますが、1期区間として宮下橋から上流630mの区間を整備しています。それとともに、洪水調節施設機能高度化事業による瑞沢調節地の越流堤の改築工事を行います。長楽寺川では広域農道の森長橋から上流1100m間を整備しています。鶴枝川においては、県道茂原大多喜の鶴枝橋上下流810m…

…。

申しわけありません。この事業の説明については、前に戻って2ページを見ていただくとわかりやすいので、申しわけございませんでした。それでは長楽寺川ということで、長楽寺川については、広域農道の森長橋から上流 1100m間を整備、鶴枝川においては、県道茂原大多喜線の鶴枝橋上下流 810mの整備を行っています。当区間においては道路整備との調整を図りながら河川整備を進めています。

また、茂原市は早野新田地先の阿久川においても、落合橋の架け替え工事が行われています。他の市町村においては、睦沢町上之郷地先において、睦沢町による川田橋の架け替え工事が行われています。また、改修工事とは別に、河川を良好な状況に保つため、河川維持工事、環境整備等を実施しています。

続いて、睦沢町による川田橋の架け替え状況について、平成 21 年度の完成を予定しています。

調節地は、洪水調節機能高度化事業により、上流域の浸水被害の軽減を図ることを目的に、越流堤の高さを平成 20 年に 1.6m下げています。

続いて、河川の環境保全、主として堤防の除草ということで、今回図面をまとめさせていただきました。河川の環境保全について説明いたします。図上は堤防除草及び河川維持工事箇所を明示しています。一宮川の除草は県、茂原市、住民ボランティアによって行われており、除草の延長は 40km で行われています。なお、上流域の自然護岸については除草等は行われていません。20 年度の維持工事においては、上流の倒竹木の撤去 5カ所や、河口での堆積土の撤去を 2 回行いました。

河川における愛護運動です。一宮川における河川愛護運動についてご紹介いたします。写真については、第 3 回一宮川河口クリーン活動の状況で、平成 20 年 3 月 9 日に、上流域の長南町や長柄町も含め、参加者は 300 人で実施され、ごみ袋で 300 袋が回収されました。主催は南九十九里浜の自然を見守る会です。

同じく河川愛護運動ということで、この写真は茂原市、一宮川愛護会の主催により、平成 21 年 2 月 7 日、流域の 27 自治会や市の職員 670 名が参加して、一宮川 6 km、豊田川 1.1km を清掃し、約 2 トンのごみが回収されました。

河川愛護運動。写真は、埴生川除草作業の状況です。長南町では 7 月第一日曜日、堤防周辺を 8 地区、延べ 218 人が参加し、約 3 km の除草を行っています。また、2 月には子供会や老人クラブにより、鎮守川及び鳴戸川の清掃を、それぞれ 200 名、100 名の参加で

行いました。また、下流の一宮町でも、平成 21 年 2 月 15 日、地元自治会や種鰻組合による河口から中之橋間での清掃が行われています。

引き続き、河川のイベントということで、写真は一宮・睦沢エコミュージアムによるカヌー体験の状況写真です。平成 20 年 11 月 12、13 日、延べ人数 380 名で、一宮町と睦沢町の歴史・文化・自然を探るエコミュージアムが開催され、各種見学、体験コースやテーブルディスカッションが行われました。当日は玉前神社見学後、睦沢町のゆうあい館で地域再生をテーマとした講演会も行われたと聞いています。

川のイベントということで、写真は平成 20 年 9 月 28 日、新一宮大橋下流の階段式護岸を利用して、親子ハゼ釣り大会が行われ、97 名の親子が参加しました。当日は競技の開始に先立ち、河川清掃を行い、競技開始となりました。優勝者は 67 匹で約 1 kg の釣果であったと聞いています。

以上、河川の整備実施状況ならびにその他の事業を説明させていただきました。よろしくお願いします。

#### 4-6 議事(3)に関する質疑

**【石川委員長】** ありがとうございました。いま前半でご説明いただいたように、一宮川の改修事業はかなり大規模なものですので、皆様もこの地区にお住まいですから、この数年の変化はよくご存じだと思います。後半では、河川愛護運動といろいろな団体が企画しておられるイベントの紹介がありました。こういった川と人々の付き合いは、川の状態をこれから良好に保っていくうえで非常に重要なことであるという趣旨でご紹介いただきました。

では、この件についてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**【宇野委員】** 宇野です。中之橋から新生橋まで出来たということで、3 月 25 日完成の右岸の築堤ですが、前回にも、堀内さんが、危険だから柵があったほうがいいというような発言があったと思いますが、あの築堤の中之橋のすぐのところで、川と築堤の柵が終わっています。というのは、ここにも書いてありますが、法面を緩やかにするから危くないだろうということで柵を入れていないのです。

緩やかといつても、あそこの堤防がとてもよくできてきたので、通勤、通学の自転車と散歩の人たちなどでわりと利用度が高くなってきました。それであそこの柵を、あとはや

らないということですが、この柵については法面を緩やかにしたからいらないというようなお話をうかがったのですが、緩やかといえども坂になっていて、釣りの人も多いし、子供たちもけっこう遊びというか、歩いています。自転車でひっくり返って転んだり、犬同士が会って人が触れたりすると、転倒して川のほうに落ちることも考えられるので、ぜひ緩い法面であっても、新生橋まで柵が欲しいと思います。中之橋から新生橋までです。柵があるのとないのでは、もしもの場合には責任が生じるのではないかでしょうか。そういうことで、柵についてご意見をうかがいたいと思います。

**【石川委員長】** 安全性と環境の自然性の保護というのは、いつもどの川でも論争の種になるわけで、どちらも重要ですが、これについてまず事務局からその状況をご説明いただいて、その後委員の皆様から、これはいろいろな考え方がありうるわけで、ご意見をちょうだいしたいと思います。

**【大前副主幹】** 先ほどの新生橋から中之橋間については、緩傾斜護岸ということで、整備の方法としては、当初は直壁護岸、直立に立った護岸から上に2割でなっていました。今回はその前面にも、景観護岸で蛇かごなどを入れながら緩傾斜にする。今までであれば転落した方も、直壁護岸なので、かなり上がりにくい。柵を設置しないことについては緩傾斜にして、つかまりながら上がってこられるというような判断をしたのが一つです。また、この道路については、自転車道との兼用工作物となっています。その事業との取り合いもありますので、今回既設になかった柵については設置しなかったものです。

**【石川委員長】** 何割の勾配ですか。

**【大前副主幹】** 2割5分になります。

**【石川委員長】** いかがでしょうか。

**【宇野委員】** 法面の勾配が緩いのはわかります。その先に、昔危険なところが左岸側にありましたけれども、平らな面が1mくらいあり、釣り人もいますし、柵もあります。

こっちで釣りをしている、子どもがもし転んだり、大人も滑ったら、危険です。水深はどれくらいありますかと聞いたら、「普通で1mはある。だけど川は流れているから、立つてはいけられない。満潮時には沈んでしまう。ここで釣りをするのは柵がないと危ない。」というようなことを言っていました。ですから安全面を考えてお願いしたいということをいつも感じています。

**【石川委員長】** ありがとうございます。

**【秋山委員】** いま宇野さんがおっしゃったことはそのとおりです。実は私は新生橋と

中之橋の間の右岸寄りに住んでいて、その場所は毎日観察しています。確かに工事によつて直立護岸が2割5分の勾配ですか。緩やかになったのは確かですが、きわめて危険なことは間違いないです。特に子どもたちが自転車でよく通る場所ですが、雨で濡れた傾斜面は、大人の私でも一気に下まで滑り落ちます。そういう危険な場所であることはおっしゃるとおりです。

【石川委員長】 ほかにこの件についてご意見はありますか。

【堀内委員】 一宮町の堀内です。説明なさった中に、「イチミヤガワ」とおっしゃっていたように思いますが、大変気がかりな発言だと思います。われわれは常に「イチノミヤガワ」と言っていて、こういうものの説明のときに「イチミヤガワ」とおっしゃられると、整備センターはそういうふうに言っているのかというようなことになってしまいます。これは意地悪で言っているわけではなく、ご注意していただきたいと思います。「イチノミヤガワ」で、すべて「ノ」が入ると思います。

一宮川のこの部分をいま秋山さんもおっしゃっていましたが、大変人がよく歩いているところです。新生橋から中之橋を一回りするのが、たぶん犬を連れて歩く人が一番多いのではないかと思われるほどよく歩いています。それで今までの直立のものを斜めにしていただいたということは、住民も希望を出していたわけです。それがなされたという一つのステップは踏んだ。確かにそのとおりです。

ただ、あそこの細い道を歩いていると、降りて水辺までなだらかになっていますから、注意すれば何のことではない。非常に安心して歩けるようになりました。ただ、上から自転車で落ちたりした場合、下に転がり落ちるという危険は歩いていて感じますから、どういう処理がいいかはわかりませんが、何かの安全のための柵なり何なりは、今後考えたいだと、私もそばに住んでいて思っています。これは左岸側とは違った状況がありますので、よろしくお願ひいたします。

【石川委員長】 事務局側、何かありますか。

【鈴木課長】 一宮川改修課の鈴木と言います。ただいまのご意見ですが、あそこは自転車道路に認定されているところですが、今まで防護柵がなかったものです。今回、そういう意見も出ましたので、できればそういう方向で検討してまいりたいと考えます。よろしくお願ひします。

【石川委員長】 ありがとうございました。

【宇野委員】 あの築堤の上は、自転車道路になるのですか。そうしますとあれは町道

ですか、県道になりますか。

【大前副主幹】 県道です。

【宇野委員】 わかりました。ありがとうございました。

【石川委員長】 よろしいですか。前向きに検討していただくということですが、そういう柵はまた別の意味の影響、例えば洪水が来たときにそういったものが堤防の弱点を作るとか、いろいろなことが考えられますので、実施にあたっては技術的なところを少しお考えになって、よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。

【市東委員】 長生村の市東です。3点ほどお話をうかがいたいと思います。まず1点は、河川の環境保全ということで、堤防の除草の説明がありましたが、現在、全体的な状況はわかりませんが、私の家の下のほうにもサイクリング道路があって、けっこう学生さんが自転車で通学しています。そういう状況の中で、これから夏場に向かうとサイクリング道路の両端から草が生い茂ってきて、人一人がやっと通れるくらいまで生い茂っていく。そういう状況が見受けられます。

それをいつ刈るのだろうと思って状況を見ていますと、大体年2回がいいところです。刈り取っていただくわけですが、これから夏に向かっていきますと、犯罪防止、あるいは景観保護というような状況の中で、せめてサイクリング道路の両端から草が生い茂ってこないような措置を取っていただきたい。その方法としては、沿川の市町村に委託する方向はできないのかどうか。少なくとも2カ月に1回くらいは草刈をやっていただくと、安心して通れるのではないかと思います。最近はウォーキングをやる人たちも増えてきています。そういう状況の中で、できる限りお願いしたいと思います。

2点目は、県道茂原夷隅線にかかっている北川橋から一宮川の下流に向かっていきますと、川下のところの橋の手前に特養ホームの睦沢園があります。そこに行かれる業者、あるいは職員ではないかと思いますが、サイクリング道路を車で通っているのがときどき見受けられます。大変危険極まりない状況です。平成7年か10年かに、一宮川の河川改修工事で堤防を少しかさ上げしたのですが、そのときに車止めの柵を撤去してしまって無いのです。

状況的にサイクリング道路ですから、自転車で通る人たち、あるいは散策、ウォーキングする人たちが通る道ですので、そこに車が入るとよける道が全然ありませんから、車止めを実施していただきたいと思います。場合によっては、睦沢園にお願いして、趣旨の徹底を図っていただきたい。通行止めのお願いをしたいということです。

3点目は、河口部分がだいぶ埋まっている状況です。その影響かどうかわかりませんが、私ども長生村は青海苔の生産地です。気候が温暖化してきているせいかどうかわかりませんが、今日は生産者もみえられていますが、年々生産量が減っています。私どもは小さいときから正月に青海苔を食べて過ごしてきた経緯があって、青海苔がないと大変寂しい状況です。長生村の特産物ということも、今後の地域発展のためにも必要です。そういう状況で、河口の浚渫ができるかどうか。それによって淡水と海水が入り混じることによって、よりよい青海苔が生産されていくのではないかと思います。その3点についておうかがいしたいと思います。

**【石川委員長】** いまのお話の中で、河川自体は県が管理するのですが、たくさんの川があって、それぞれ地域の中で、地域として管理しなければならない項目と、行政がやらなければいけない項目というものが有機的に組み合わさって、初めて実際に川の管理ができるといいますか、全部行政がやっていたらいくらお金があっても足りません。そういう意味で、いま3点ありましたが、地元が望むものを、実施する主体はいろいろあると思いますが、どういうふうに組み合わせてやっていったらいいかというのは非常に重要な問題です。それも含めて事務局からお考えをご紹介いただけますか。

**【大前副本幹】** 先ほどの質問の3点の中で、まず第1点、サイクリング道路の除草についてですが、自転車道路については維持課というところでやっています。先ほど言われた要望については伝えておきたいと思います。先ほどの中で、今後どのように進めていけばいいのか、できるのかというのは、もう少し時間をいただきて、河川についてはアダプト制度はあるのですが、道路でもありますので、その利用などを考えていただけたらと思います。

二つ目の、自転車道を車が通行しているということですが、川瀬橋から下流については管理用道路と自転車道が兼用されていますので、当センターでは、河川管理のため確かに通ります。ただ、ほかの車は通っていないはずなので、現地をもう1度確認し、車止めの設置が必要であれば、同じく維持課が管理していますので、要望しておきます。

それから河口の閉塞についての問い合わせですが、昨年度長生村の産業課さんと現地を見ながら2回ほど除去させていただきました。ここについては、ある程度進めて行かざるを得ないのではないか。河口閉塞についての、いろいろな資料はあります。それについては海苔組合さんと話し合いをしながら、どのような出し方をすればよく水が出るかとか、中に入るか、まだ技術的なものが出来上がってないので、あくまでも河口の部分を人間

なりブルドーザーなりで掘って進めています。昨年度は2回なので、今年も様子を見ながら一緒にやれればと考えています。

【石川委員長】 いま一応検討するということで回答がありました、先ほど少し申しましたが、ほかの課の委員会などにも出させていただいていると、そこでもまたあれをやつてもらえないか、これをやってもらえないかといろいろな要望が出ています。それを全部、県が税金を使って、業者を雇ってやっていったら、果たして河川がたくさんある千葉県が成り立つかどうかということも問題としてあります。その中で、先ほどご紹介があった河川愛護運動、住民による除草の作業といった努力も、それぞれの地域でやっていくことが有機的に組み合わないと、いい河川の維持ができないということが考えられます。

そういうことから、流域委員会では、単に県の河川課に対する要望というよりは、川をよくしていくために全体としてどういうことをしたらいいか、どういうことを考えていたらいいかという議論が必要だと感じていますので、いまの問題提起を契機に、地域の中でどういうふうにするかということを併せて、案を県のほうでお考えいただきたいと思います。

といいますのは、一宮川の今回の事業費は莫大なもので、それだけのお金をよそから持ってきてここへ投資しているわけです。それで大きなものがつくられる。これを今度どういうふうにいかしていくか、管理していくかというのは、むしろ地元の人たちに積極的に考えて参加していただく必要があります。ぜひそういう方向で議論をお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

【望月委員】 最後に青海苔の話が出たので、一言感想を言わせていただきます。もちろん青海苔に関して、海水の流入、いわゆる汽水域の形成は非常に重要な部分だと思います。同時に、いい水が流下しなければいけないという点があると思います。そういう面から見ると、一宮川の流域のほとんどのところを歩きましたが、非常に生き物が減っています。水の生き物がものすごく減っている。これはいろいろな原因があって、物理的環境もありますが、生物が住む環境としては、全域が悪くなっている。

それと同時に、私は海のほうが専門ですが、海のほうでも特に砂浜等の碎波帯というのは非常に重要なところで、いろいろな生き物がものすごく育つ場所です。特に小さいもの、稚魚とか幼生が育つ場所ですが、そこが急激に悪くなっている。これは海岸の砂の循環や流入・流出が、悪くなっているということも含めてあるのですが、そういう点で

流域全体の環境が悪くなっている中で、青海苔もいろいろな問題を抱えているということだと思います。

そういう意味で、いまどうこうということは言えないのですが、そういう大きな視点で、川について抜本的なところで考えていく必要があるのではないかということを感じましたので発言させていただきました。

【堀内委員】 いまのお話に関連して、質問というか、意見も含まれると思いますが、河口の浚渫というお話がありました。これは秋山先生なんかとお話ししていますと、鳥が降りて低生動物を食べる。その場合の干潟の面積が、陸地化によって減っていくという状況が続いています。うかがいますと、河口はかなり南から何千羽というシギチドリ類がリアス式の千葉県の海岸を飛んできて初めて見出す非常にいいエリアであるということで、有数の飛来地です。もう一つ、北から来る場合は子供を育てたシギチドリが東北のリアス式の海岸を飛んてきて、初めて見出すところが仙台の蒲生干潟のようです。

そうすると北と南の大事な干潟を守ろうという動きは当然ありますが、仙台には東北大學という大学もあり、先生方も近くにおいでになるということで、一宮川河口よりはずつと先行してそういう活動が進んでいます。それは県が中心ですが、ここで言うと整備センターになります。それと国交省と住民です。そういう人たちが自然景観を守る。なかんずく飛んでくる鳥たちにも関心を持って大事にしようという活動を、国からもお金を持ってきて始めていると聞いています。

一宮川の河口も、石川先生がおっしゃったように、河口を流域全域で考えながら、そういう運動も進めていかなければいけないのではないかと考えます。ですから浚渫するだけではなく、干潟も大事にしていくといいういじり方が必要になるのではないかということが一つあります。

それから私の今日の発言のポジションは、21ページに紹介していただいた一宮川河口クリーン活動の主催団体でもありますので、その経緯方々、今後皆様とご相談しながらどう進めていくかというのは、あとでそういう場所があればそこに移しますが、もしよろしければご相談、意見ということで短く説明させていただきます。

写真でご覧のように、右の写真は第1回目の写真ですが、こういう状態です。今朝私は河口に行ってきました。御園さんは目の前ですからご存じのように、ほとんど右と同じような状態になっています。竹木類がかなり多く広がっていますし、ペットボトル、その他の人工ゴミもかなり散乱している状態でした。この河口については、単なる一宮川河口で

はなく、有料道路を降りてくると左側にこの干潟が展開するわけです。ですから、川が見えてきてきれいだなと思って目の前を見ると、そういう汚れた河口が見える。目の前を見ると一宮町と書いてありますから、一宮町に住んでいるわれわれとしては非常につらい思いをしているわけです。

ですから流域の皆さんのが自然に対する考え方なり、活動がそこで丸々見えてしまう場所であるという認識は持ったほうがいいでだろうと考えます。これは一宮の住民だけではなく、例えば茂原市民の方が、地先の清掃活動をしていますが、一宮川河口、あるいは海岸にまで関心を持って、自分たちの河口である、干潟であると思っていただけるかどうかというのは、今後のいろいろな活動の大変な要点だと考えています。

ですから今度やる場合、一宮だけではなく、茂原の皆さんにも相談しようと思っています。急にどうということではありませんが、そのへんも含めて流域全体の活動にできればと考えています。

【石川委員長】 ありがとうございます。

【宇野委員】 秋山先生のところにヨシが残ったおかげで、鳥がすごく増えて、散歩していくで気持ちがいいのです。水もずっと浄化されてきました。今度一宮町方面に向かって、一宮橋のところに真ん中にアシの山があります。浚渫したものをあそこに捨てたのだろうと思いますが、あれはいったいどうするのだろうかというような住民の意見、それから今まで浚渫してきたたくさんの砂や、私はあまり覚えていないのですが、一宮町で前に浚渫した砂で、一宮海岸の砂が流されてしまうので、そちらに持っていくというような話を聞きました。でも毎回浚渫された砂が運ばれていくのですが、あれは一体どういうふうにするものなのでしょうか。

【石川委員長】 ご紹介いただけますか。掘削した土は最後にはどうなっているのでしょうか。

【大前副主幹】 今年度については、あくまでも工事間流用ということで、今回については木更津の金田地区に運んでいます。

【石川委員長】 そこで何か使っているということですか。

【大前副主幹】 県と町の土地改良区の中で再度埋めて、新たな土地を作っています。

【鈴木課長】 それから砂を海のほうに養浜に使えないかというお話ですが、2年ほど前に一宮川の砂を養浜に使ったのですが、砂の中に粘土分などが入っていて、組合から、海に適さないので搬入しないでくれという要望があり、現在、海に持つていけないような状

況です。そこで、公共事業での工事間流用として、距離は遠いのですが、木更津のほうに搬出しているという現状です。

【石川委員長】 いろいろな問題が関係しますので、そのへんは総合的に考えて進めていただきたいと思います。

#### 4-7 議事(4)広域河川改修事業の事業再評価について

【石川委員長】 ほかにもいろいろご意見はあろうかと思いますが、(4)の議事が今回非常に重要なものですので、先にそちらをやりたいと思います。(4)広域河川改修事業の事業再評価について、ご説明をお願いします。

【鈴木課長】 長生地域整備センターの鈴木です。よろしくお願ひします。お手元に配布した資料ー5をご覧いただきながら説明をしたいと思います。座って説明させていただきます。

評価対象事業です。一宮川では現在二つの事業を行っており、今回の事業再評価の対象は、河口から瑞沢川合流点までの区間で実施している、②の広域河川改修事業となっていきます。

対象事業の概要です。事業再評価についてご説明する前に、対象事業の概要について簡単にご説明します。事業区間は一宮川の河口から瑞沢川合流点までの 7040mとなっています。現在の川幅約 50mを、ほぼ 2 倍の 100mに拡幅して、50 年に 1 回の洪水が発生した場合の流量、 $1000\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流せる整備を行っています。

事業再評価を行う背景です。事業の再評価を行う背景としては、長引く景気低迷とそれに伴う公共事業予算の減少、また人々の公共事業への関心の高まりと、それに応じた情報の透明性の確保があり、そのほか国民の環境回帰志向が高まっているという視点もあります。この事業再評価という制度は、国土交通省において政策評価制度の導入に合わせて、行政のマネージメント改革の一環として義務づけられており、千葉県においても平成 18 年度から実施しています。

事業再評価の審議者です。事業再評価の審議者は、千葉県では平成 10 年に定められた千葉県県土整備部所管国庫補助事業再評価実施要領に基づき、継続か中止を判断することとしています。この実施要領において、河川事業については地域と密接な関係を持ち、計画策定期階から議論をさせていただく流域委員会がある場合、流域委員会の中で再評価の

審議を行うものとすると決められており、今回の再評価についても、本流域委員会においてご審議をいただくものです。

事業再評価の時期です。再評価は事業を開始してから 10 年後に行い、さらに 5 年経過ごとに再度実施することになっています。この基準にあてはめると、一宮川の広域河川改修事業は平成 15 年に実施しており、今回はそれから 5 年経過したため、ご審議いただくことになりました。

次に、事業再評価の視点ですが、四つの視点から総合的に判断していただきたいと考えています。一つ目は、事業の進捗状況です。現在、継続中の事業がどのくらいまで進んでいるかという視点です。二つ目は、社会経済情勢等です。河川周辺の状況、地元の状況変化や経済的な視点です。三つ目は、コスト縮減・代替案の可能性です。近年の技術革新を考慮して、工法のコスト縮減などの見直しを行っているかという視点です。四つ目は、事業の投資効果です。いわゆる費用対効果、B／Cと言われるもので、どれくらいこの事業にお金を注ぎ込む価値があるかという点です。

視点①事業の進捗状況です。画面には一宮川で実施している二つの事業の事業費と進捗率を示しています。今回、再評価の対象となっている広域河川改修事業は、図の中央になります。用地取得、工事とともに、進捗率は約 30%となっています。これまで重点的に投資を進めていた住宅市街地基盤整備事業は、図の左に示すように、87%と高い進捗率となっています。一宮川全体としては、図の右側に示すように、用地は 66%、工事は 58%、全体として約 60%の事業が終了している状況にあります。

視点②社会経済情勢です。まず、流域状況についてですが、一宮川流域では、昭和 40 年代以降、首都東京の通勤圏拡大に伴う宅地開発が進められ、現在、流域内の 4 カ所で土地区画整理事業が進行中であり、流域の市街化率は昭和 40 年当時 7 %に対して、平成 10 年には 19% に達しています。このような流域の開発に伴う流出増によって、洪水被害の危険性が増大しており、早期に治水安全度を向上させる必要があります。

一宮川は一宮市街地及び茂原市街地を流れ、川の周辺には住宅が隣接しています。現在は下流の一宮市街地の浸水被害を解消することを目的に実施していますが、今後引き続き実施予定である上流の茂原市街地の浸水被害解消のためにも必要なことです。一宮川は過去にたびたび大きな浸水被害を被っています。特に平成元年 8 月と平成 8 年 9 月の出水では、2000 戸を超える浸水被害が発生しています。

同じく社会経済情勢です。平成 8 年 9 月の浸水区域図と水害の写真です。茂原市や一宮

町の市街地での浸水被害をはじめ、鉄道や道路などの交通網の途絶によって、地域社会の経済が大きな影響を受けました。

次に、視点③コスト縮減です。千葉県では平成12年12月に策定した「新行動計画」、平成17年3月に策定した「コスト構造改革プログラム計画」に基づいて、コストの縮減に取り組んでいます。一宮川では工事の時間的コストの低減をするため、事業箇所の集中化を行うとともに、段階的な整備を行うことで事業効果の早期発現に努めています。

段階的な整備は、既往最大規模の出水であった平成8年9月の760m<sup>3</sup>/sの出水に対して、安全に流すことを目標として実施しています。また、全県的な取り組みとして、ライフサイクルコストを低減するための植生護岸整備、環境負荷や建設副産物対策等の社会的コストの低減を図る建設副産物リサイクルの推進、効率性を向上し、コストの低減を図る工事関係書類の統一や電子化に取り組んでいます。

同じくコスト縮減です。社会的コストの低減を図る建設副産物リサイクルの実施例についてご説明します。左の写真は、河道の掘削により発生した土砂を築堤の材料として、右の写真は、既設護岸等の取り壊しに伴い発生したコンクリート塊を、根固工の一部として再利用しているところです。今後の工事においても同じような状況が予想されますので、引き続きいままで以上にコスト縮減に配慮した工事を進めていきたいと考えています。

視点④代替案の可能性です。放水路の建設や水を一時的に溜める遊水地の設置が考えられます。しかし、いままでお話ししたとおり、住宅市街地基盤整備事業と合わせると約6割近くの工事が進捗している状況では、放水路や遊水地を設置するよりも、今まで改修した河道の能力を有効に活用できる河道改修案が、手戻りもなく効率的であると考えています。

視点④事業の投資効果です。まず、事業の費用対効果、B/Cとは何かを簡単にご説明します。分母のCは、コストです。つまり、この事業にかかる事業費と完成後の維持管理費などにかかる費用です。分母のBは、ベネフィット、便益と呼ばれるもので、事業を実施した場合の洪水被害の軽減額と考えていただければと思います。費用に対して便益が大きいほど投資効果がある状況となります。事業継続の経済妥当性を判断する場合、B/Cが1以上か否かの確認をします。

図面は、事業の投資効果を検討する際のフロー図です。便益と費用は、国土交通省河川局発行の治水経済調査マニュアルに基づいて算定します。便益Bは、現在の河道状況において浸水する区域を想定し、その区域における被害額を算定します。事業の実施によって

この被害がなくなるものと考え、これに施設の耐用年数、維持費等を考慮して、現在価値化して総便益Bを求めます。総費用Cは、残事業費と今後の執行計画を策定し、それに維持管理費を加えて、現在価値化して算定します。

事業の投資効果（3）です。今回の評価対象の事業は、概ね50年に1回の降雨が発生した場合、浸水被害をなくすこと目的としています。左上の図の例では、事業着手時に想定された浸水区域と現時点の浸水区域をイメージとして表しています。左下の図に示すように、事業着手から実施してきた事業により、目標に達しないまでも、ある程度の浸水被害が低減されることがご理解いただけると思います。事業の再評価にあたっては、今後の事業によって発現する、左下の図で紫色に着色された事業効果と、これに必要な残事業の費用を対象に再評価を行います。

図面に表示されている青の部分は、現在の河道において50年に1回想定される洪水が発生した場合の浸水想定区域です。河道の整備により、河道断面の確保が進んでいる下流部の浸水被害はかなり減少していますが、断面の拡幅に着手していない上流部の想定浸水区域はまだ減少していません。この浸水想定区域に生じる被害を被害額として経済的に評価していきます。

便益として算定する被害の内訳について、表に示しています。まず、直接的な被害として、浸水による家屋被害や家庭用品被害、事業所の被害、農作物の被害などがあります。また、間接的な被害として、営業停止被害、浸水後の家屋、事業所の掃除などによる応急対策費用なども考慮します。算出のもととなるデータは、国勢調査や事業所・企業統計調査などを引用しています。

浸水想定区域をもとに、想定被害額及び投資効果を算定し、表示したものです。被害額は、瑞沢川合流点より下流では約14億3000万円、瑞沢川合流点より上流では約9億1000万円、鶴枝川合流点より阿久川合流点までの区間については470億円となっています。事業の実施により、瑞沢川合流点より下流の浸水被害はなくすことができるようになるため、この区域に生ずる14億3000万円の被害はゼロになると考えることができます。

また、瑞沢川合流点から阿久川合流点までは、浸水被害はゼロにはなりませんが、下流の改修効果による流下能力の向上により、今まで5分の1の安全度だったものが6分の1から8分の1まで向上するために、浸水被害の軽減や浸水頻度の減少が効果として期待できます。

総便益Bの算定です。総便益Bは、残事業期間中と事業完成後50年間に発生する総便

益と残存価格を現在価値化して合計したものとされています。平成 20 年から平成 34 年の 15 年間の残事業期間における総便益費が 40 億 3000 万円、現在価値化すると 28 億 3000 万円です。工事完成後 50 年間で発生する総便益と残存価値を現在価値化すると 59 億 7000 万円となり、総便益費は 88 億円となりました。

事業の投資効果です。総費用 C の算定です。残事業費と事業完成後 50 年間の維持管理費を現在価値化して合計したものとされており、事業の内容の見直し等により、残事業費は 69 億 4000 万円程度と考えられています。これに維持管理費を考慮して現在価値化した総費用 C は 58 億 5000 万円となりました。以上の検討結果より、当該事業の総便益 B は 88 億円、総費用 C は 58 億 5000 万円、その比 B/C は 1.5 となり、本事業は経済的に妥当であることが確認されました。

いままでお話をさせていただいたとおり、四つの視点である事業の進捗状況、社会経済情勢、コスト縮減、代替案の可能性、事業の投資効果のすべての視点において、事業継続の必要性、妥当性が十分にあり、事業を継続することが妥当であると考えています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 4-8 議事(4)に関する質疑

【石川委員長】 ありがとうございました。ただいまのご説明はおわかりになりましたでしょうか。行政的な言葉で語られましたので、非常にわかりにくかったかもしれません。簡単に申しますとこういうことです。現在、事業は途中まで進んでいる。いま中止する特段の理由があるかということです。

4 項目、例えば説明書きの 7 ページに、事業再評価の視点①②③④と書いてありますが、①は一応いま予定通り進んで半分くらいきました。これが順調に進んでいないとなれば、見直しをして中止することもありうるけれども、いまこういうふうに進んでいますという説明でした。

②社会経済情勢等というのは、そもそも事業を始めるきっかけとなった、水害が起きて、いろいろな社会的損失が過去に起きた。その状態はいまもまだ変わっていないのであれば、事業を継続する必要がありますが、いま状態が変わって、住んでいる人もあまりいなくなつて、そんなに被害も生じないかもしれないということであれば、事業をやめる理由が発生したことになります。

③がややわかりにくいところですが、これはそのあとの④とも関係するのですが、最終的にそれだけ投資をする効果があるかというときに、コストがすごくかかるのであれば、事業を止めざるをえないわけですが、その分はコストを削減する手立てを考えて実施中ですということが一つです。それからもっと安い別の方法があるか調べたら、いまやっていける方法が一番よさそうだというのが、代替案立案等の可能性というところです。

それで④は、事業を行う以上、それから得られる便益、メリットが、かかる費用と金銭ベースで比較したときに、かかるほうが多いとなれば、ほかの地域の方たちにここで税金を使う理由が説明できないことになりますが、それは一応成り立っていますということです。

以上的情報をもとに、この事業を継続するか、それともやめることを考えなければいけないか、この会議で議論しなければいけないというわけです。ですから最初に申しましたように、いちいち個別にチェックするわけにいきませんので、いまの説明をもとに、特段これをやめる理由があるだろうかということでお考えいただければよろしいかと思います。

ついでに申しますと、これは制度的にややおかしいところがあって、この流域委員会の委員の方たちは、流域の中の人がほとんどです。つまり、この事業でメリットを受ける方が継続すべきだと決めることに何か意味があるのかというと、元来、よその人が判断しないといけないものです。そういう意味で制度的に少しおかしいのですが、千葉県ではこういう方法を取っていますので、できるだけ客観的にお考えいただいて、特に続けることに問題がないかどうかということでご意見をいただきたいと思います。

**【望月委員】** 2点、説明をお願いしたいと思います。一つは、50年に1回の確率ということで設定されていますね。これは事業を開始して十数年経つと思いますが、いつの時点で設定した、どれくらいの数字なのかを具体的に説明していただきたいということです。もう一つは、説明の中で意味がわからなかつたのは、例えば22ページ、あるいは23ページあたりに、残存事業の費用とか、期間の総便益の費用が出ています。それが現在価値化するとこの数字になりますということですが、現在価値化するというのはどういうことなのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。以上です。

**【石川委員長】** 説明をお願いします。

**【奥田（正）】** いま望月委員からご質問があつた点について、現在の50年に1回の雨で出てくる流量が1000トンということで改修計画を進めていますが、これについては平成9年に国から認可いただいたものが根拠になっています。平成2年に降った実績の雨を、

50年に1回降るであろうという、360mmくらいだったと思いますが、そこに引き延ばしたときに発生する流量ということで決めています。第1点目はそういうことでよろしいでしょうか。

【奥田（隆）】 二つ目の現在価値化のほうですが、ものすごく簡単に言ってしまうと、今後年数が経つことによって物価が上がるというか、いまの100円が将来的に100円の価値がなくなるというようなことをやっています。実際には1年当たり4%ずつお金の価値がなくなっていくような計算をしています。例えば20年後でいきますと、100円だったものが80円の価値しかなくなるというようなことを計算上やりなさいとマニュアルに記載されております。いま10億円の被害の軽減があっても、将来的にいまのお金に直すと5億円の価値しかないということを組み込んでいます。ちょっとわかりづらいのですが、よろしいでしょうか。

【石川委員長】 これは長期間の行政の計画をするときに常にやる方法です。要するに、長期間のお金の出入りを計算するときに、物価の換算をしないと計算が成り立ちません。ただ、それがどれくらい正しいかとなると、経験的に決めている数字ですので、わからないといえばわかりません。

それから50分の1という数字は、国がこれくらいのクラスの河川について、50年に1回くらいの洪水まで防げるようという基準を持っていますが、毎年新しいデータが入ってくると、去年までは50年に1回だと言っていた流量が、51年に1回とか、変わっていくわけですが、これは計画を立てた時点で評価したものということで、動かさないというルールになっています。

ついでの話ですが、いまお話が出た23ページの表を見ていただくと、左側に総便益Bと書いてあります。コストのCのほうには、事業完成後50年間に必要な維持管理費を現在価値化して4.3億円というのは、これからどれくらいかかるかも見込んであるわけです。ということは、将来こういうことをやらなければいけないという項目が増えれば、これも増えるわけです。

最初のほうで申しましたが、地元ができるることはなるべく地元でやったほうがいいというのは、あまりいろいろな負荷を公共事業に今後もかけていくと、この数字はわりとひっくり返りやすいもので、事業は成り立たないこともあります。したがって公共のセクターがやることと、地元の方たちがやることを今後どのように組み合わせていくかが重要であるというのはこういったことです。

ほかにいかがでしょうか。

【堀内委員】 今回が平成 20 年ということで、5 年ごとになさると書かれていますが、前回の平成 15 年も同じようななかたちで数字を出しているとすると、総便益と総費用が前回はいくらだったのか、教えていただきたいと思います。

【石川委員長】 いかがでしょうか。

【鈴木課長】 前回の B / C は 1.86 という値になっています。

【石川委員長】 こういった数字はかなりあいまいなので、あまり細かいところまで覚えていらっしゃらないと思いますが、これを根拠に今回この会議に諮るということであれば、きちんとそのへんを把握しておかれたほうがよろしいかと思います。基本的には事業が進めば進むほど、最後全体が完成する直前に効果がぐっと上がるものですから、だんだん数字は大きくなっていくということで、そういう意味では継続することは基本的にはよほどのことがない限り問題はないはずです。

ほかにございますでしょうか。

【朝比奈委員】 瞳沢町の朝比奈です。いまの費用対効果とは直接関係ないのですが、先ほどお時間の関係で質問し損なってしまって、前の 18 ページに、川田橋の架け替えという項目が出ていました。これは一つの例ですが、瞳沢町の上之郷というところで要望を長い間出していて、私の隣の中村さんも区長さんとして大変長い間努力なさったのですが、地元の要望が出てから工事にかかるまでに 10 年以上もかかっているそうです。

女ヶ堰まで整備計画では出ていますが、社会情勢が変化することもあり、1 年 1 年要望を変えていくのも大変ですし、要望しなければいつまで経っても整備されず、地元の方は大変苦労なさると思います。このへんは大水が出たりすると、流木や流竹とか、竹林が崩れたりして、護岸を何とかしなければならないのですが、その場合、工事をすると橋の架け替え等の問題が生じて、いよいよ着手するときに、改めてその時点でどんな工事がふさわしいのか、もう一度考え直す機会ができるといいなと思っています。

こういうシステムティックなものが、いま説明があったわけですが、地元の要望に関しては、これから工事というときにどこかで再検討する場が必要なのではないかという問題提起です。

【石川委員長】 いかがでしょうか。全体のラフな計画があると思いますが、ディテールは時間とともに需要なども変わってくるわけです。そういったものはいつの時点で詳細を詰めることになりますか。つまり、最初に要望が出て、計画ができる、工事ができる。そ

の間にものすごく長い時間がかかると、社会の状況も変わってしまうわけです。そうすると、ここは最初の考えよりこういうふうに直してもらいたいとか、いろいろなことが出てくると思います。それを全部考慮するのも大変だと思いますが、要は具体的に計画を見直すのはいつの時点になりますか。

【山崎室長】 河川整備課河川整備室長の山崎です。県内で未改修の河川は非常にたくさんあります。現在、私どもは当面の目標として、時間 50mm の降雨に対して安全な河川の整備を実施しております。県全体で約 840km ある整備が必要な区間のうち、55~56% がようやく整備され、年間約 1 %ずつ整備しているところです。

要望の有無ではなく、河川整備上必要なところについては、鋭意進めております。現在は国庫補助事業を入れないとなかなか河川改修は進みませんので、補助事業の採択要件に合うところが優先的になってきているのが現状です。その中でも効率的な改修ということで、重点的な整備区間を設けながら、効率よく整備を進めている状況です。

一宮川については、現在、下流部、瑞沢川の合流点までの整備が第1段階として、緊急な仕事だと考えていますので、まずはそこを整備して、それから上流部の改修に入っていきたいということです。支川の水系については、瑞沢川だけではなく、ほかの河川についても要望をたくさんいただいているところですので、全面的な改修はなかなかできませんが、部分的な改修で少しでも被害が解消できればということで、そういう取り組みをしている状況です。

先ほどお話がありましたいつの時点で見直すかというと、具体的に申し上げづらいのですが、河川整備計画は 20 年から 30 年の間の整備目標でございますので、その間、社会情勢等変わりましたら、その段階で変更することになると思います。

【石川委員長】 つまり、ご質問の趣旨は、要望がなかなか受け入れられないとかそういう話ではなく、これだけ時間がかかるといれば、時間とともに変わる。そうすると、例えば県がいま一生懸命お考えになった計画でも、時間が経ってそれがぽつと出てきたときに、それはそうではなくこういうふうにしてもらったほうがいいということが必ずあります。今回も現在のものについていろいろなご意見が出てきたわけですよね。

そういう新たな要望なり希望なりを受け入れられる余地がどれくらいあるかということを聞いていらっしゃるわけです。流域委員会があり、ここを通して住民の方たちに県が持っているプランが伝わりやすくなりますから、逆にこの場で意見を吸い上げて、それを計画に反映していくシステムがあることですので、問題はないと思います。

(4) の議題について、最終的にこの会としての判断をしたいと思います。事業再評価について、事務局からいただいたご説明で、この事業は継続をしたほうがいいということで異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## 5 報告事項

イベント広場、一宮川情報伝達体制等

## 6 その他

要望等

## 7 閉会

連絡事項、今後のスケジュール